

議事要旨

日 時 2026年8月6日(金) 14:00~16:00
開催形式 町田市庁舎 2階 会議室2-2 (対面とリモート併用開催)
出 欠 ●: 欠席者

■委員

《会長》	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所
《職務代理》	佐藤 克志	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科
	山崎 晋	日本大学理工学部まちづくり工学科
	佐々木 麻衣子	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課
	井上 廣美	NPO 法人 町田ハンディキャプ友の会
	佐藤 吉弥	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
●	陶山 慎治	町田商工会議所
	飯長 喜一郎	NPO 法人 町田市精神障害者さるびあ会
	都築 京美	町田市身体障害者福祉協会
	田中 雅江	町田市視覚障害者協会
●	小倉 豊司	町田市老人クラブ連合会
	木村 純子	町田市聴覚障害者協会
	本間 美穂	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
●	奥 明廣	町田市立成瀬台小学校長
●	小林 正裕	東京都福祉局生活福祉部企画課

■幹事

金子 和彦	地域福祉部長
石井 敬子	政策経営部企画政策課長
長谷 年男	財務部営繕課長
中坪 裕一	防災安全部防災課長
太田 耕平	地域福祉部福祉総務課長
中川 尚紀	地域福祉部障がい福祉課担当課長
竹川 裕之	いきいき生活部いきいき総務課長
香月 勇人	子ども生活部子ども総務課長
市川 将志	道路部道路政策課長
平野 圭	都市づくり部土地利用調整課長
仲村 茂	都市づくり部交通事業推進課長 ※代理出席
神谷 純子	都市づくり部公園緑地課長
杉浦 元一	学校教育部指導課長 ※代理出席

■傍聴 0名

1. 協議会次第

1 開会

2 審議事項

- (1) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく市の建築物整備に係る意見聴収について
施設名:(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設
- (2) 「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)」の
骨子について

3 閉会

《配布資料》

- ・ 次第
- ・ **資料1-1** (仮称)子ども・子育てサポート等複合施設 整備事業概要資料
- ・ **資料1-2** (仮称)子ども・子育てサポート等複合施設 基本設計図(動線計画)
- ・ **資料1-3** (仮称)子ども・子育てサポート等複合施設 共用トイレ計画
- ・ **資料1-4** (仮称)子ども・子育てサポート等複合施設 昇降機計画
- ・ **資料1-5** (仮称)子ども・子育てサポート等複合施設 音声案内設備等の概要
- ・ **資料2** (仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)
(骨子)

《参考資料》

- ・ **参考1** 第3次・第4次ユニバ計画対照表および新規事業一覧
- ・ **参考2** 第13期町田市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・2026年度幹事名簿

2. 議事

	1 開会 資料確認及び定足数の確認 注意事項の確認 2 審議事項 (1) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく市の建築物整備に係る意見聴収について 施設名：(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設
川内会長	それでは早速、次第に沿って進めます。次第の2審議事項(1) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく市の建築物整備に係る意見聴収について 施設名：(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料1-1～資料1-5の説明)
川内会長	ありがとうございます。今の事務局の説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。 本施設に関する意見聴収は本日の1回のみでしょうか。
事務局	本日いただいたご意見については、次回11月の協議会にて設計の内容をフィードバックさせていただく予定です。また、意見聴収につきましては、資料2で説明する推進計画の骨子に当事者参画スキームの構築について記載しているところであり、当事者参画の手法については今後検討させていただきます。
川内会長	国で当事者参画を進めるよう提示されており、それに伴って町田市においても当事者参画について対応しようとしていることだと思います。また、本プロジェクトは既に進められており、設計段階からではありますが、今回意見聴収を行いたいという趣旨だということで承知しました。他にご意見ご質問がある方、お願いします。
飯長委員	子どもに関する施設が充実していくのは大変良く、羨ましいと感じました。設計の内容について、国からは令和8年6月にトイレの便器数に係る基準についてのガイドラインが発行されています。今回の複合施設は児童相談所や教育センターがあり、利用される子どもたちの男女比は不明ですが、親

	は女性の率が高いと思います。国のガイドラインを踏まえてトイレの数も計画されていますか。
事務局	現在検討しているところです。本日の議論を踏まえて適正な数を検討していきます。
飯長委員	ホールでは、催しや講演会などもあると思います。多くは教育関係の催しではないかと思います。その時に圧倒的に参加者は女性が多いのではないかと考えますので、参考にさせていただければと思います。
川内会長	補足ですが、国のガイドラインでは特に具体的な数の計算式などがでていないので反映の仕方が難しいと思います。概念的に男女の使用同数の建物の場合は女性用トイレを増やしてください。というものです。女性用トイレが足りないというのは現実にあるので、検討いただきたいです。
井上委員	2030年には温暖化、高齢化も進んでいることが想定されますが、高齢者の利用は考えていますか。すぐ裏に境川団地という高齢化が進んでいる大きな団地があるため、団地の方も利用出来るスペースなどがあると良いと感じました。 また、夜間通路について、子どもを迎えに行く際などは昼ではなく夜も出入りしたい場合もあると思いますが、夜の動線はどのように配慮されていますか。
事務局	本施設の計画にあたっては整備基本計画を策定しており、その中でコンセプトを2つ設けています。1つは「子ども・子育て支援を切れ目なく受けることができる施設」、もう1つは「地域に開かれた日常的に使える心地よい居場所」を掲げており、高齢者の利用についても想定されます。 資料1-2の2ページ目、比較的広い交流スペースがあります。また、会議室や多目的室は施設案内予約システムでだれでも使えるようなものを想定しています。イベント広場はこもれば広場のような休憩できるような場所をイメージしています。また、2階平面図のオレンジ色のEV（エレベーター）近くにも交流スペースがあります。これらの空間でくつろげるようなスペースを確保します。
事務局	夜間の動線について、資料1-2の2ページ目をご覧ください。この施設は外構にフェンスは設けず、開放して夜間でも自由に通れる計画となっています。例えば、敷地の南側から北側へ通行できます。子どもの送迎については、建物の東側に赤い三角で出入口を示しており、夜間でも子どもを迎えにきていただける専用の入口を設けています。

木村委員	設計にあたっては市民のワークショップ、意見交換会を実施したという説明がありましたが、具体的にはどのような対応を行いましたか。例えば、視覚障がい者や子育て中の親など対象を限定して意見を伺いましたか。
事務局	資料１－１をご覧ください。ワークショップは市庁舎１階のフリースペースで２日間開催しました。資料のような事業の概要等やフロア構成、模型などを用いて説明しました。特定の方を対象としているわけではなく、市民の方、様々な方にお越しいただきました。
木村委員	市民に関係なく、来た方に意見を伺い、出てきた意見を元に設計を進めてきているということでしょうか。
事務局	その通りです。いただいた意見については記録を作成し、意見を踏まえて設計に反映させています。
木村委員	視覚障がい者、聴覚障がい者の方の意見はありましたか。
事務局	当日の参加者にはいらっしゃらなかったと記憶をしています。幅広く市民の方を対象とする開催方法をとらせていただきました。
川内会長	特に当事者団体に広報をしたわけではないということですか。
事務局	広報については、広報まちだ及び町田市Ｘで周知を行いました。
川内会長	承知しました。
田中委員	１つ目は、個室トイレに非常用ベルの設置はありますか。 ２つ目は、シグナルエイドを使用して、音を鳴らすということですが、シグナルエイドはあまり普及していないと思います。シグナルエイドは電波が届く距離を超えると反応しません。トイレの中で迷子になってしまう場合もありますが、なぜシグナルエイドを選択したのか教えていただきたいです。 ３つ目は、光警報装置はどのような仕組みのものですか。 ４つ目は、子どもが多く来られる施設になると思いますが、子ども用便座の設置、個室にお子さんを座らせる椅子がないように感じたので、説明をいただきたいです。
事務局	資料１－５をご覧ください。シグナルエイドの電波の届く範囲については今後確認させていただきます。資料の通り、メインエントランスと１、２階の共用トイレに設置したいと考えています。

川内会長	資料１－３をご覧ください。子ども用便座について、資料中（共用エリア）に子ども用便座はありません。計画段階の図面ではあるので意見を踏まえて調整したいと考えています。なお、共用トイレ以外の専用エリア部分には子ども用便座を設けています。 子ども用のチェアについて、図面中のクリーム色の簡易型車椅子使用者用便房に設置しています。また、子育て支援トイレ、授乳室にチェアを設置しています。 光警報装置について、火災警報装置と連動するようなフラッシュライトや電光表示を設けることを検討しています。 非常時にはアナウンスが流れるが、聴覚障がい者はアナウンスが聞こえないため、トイレの天井にフラッシュライトを設置するというのか公共施設では広まっています。特に聞こえない方に配慮するための装置であり、追加の資料ではさらにディスプレイで「火災発生中」と伝えていますが、最低限でもトイレの天井面にフラッシュライトがつくイメージだと思います。 シグナルエイドはそもそも普及率が低いので、シグナルエイドだけを頼りにしても機能しないのではないかという趣旨だと思います。例えば、出入り口においてシグナルエイドを押すことで誘導アナウンスが流れるのではなく、随時、誘導アナウンスを流しておくことが必要ではないかということだと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	検討させていただきます。
田中委員	視覚障がい者は全員が点字を読めるわけではありません。トイレの流すボタンがどこにあるかわからない場合があります。ＴＯＴＯは基本的にはペーパーホルダーの真上に流すボタンを設置するよう統一されています。視覚障がい者の中でもこれが基本的な配置だという理解が進んでいます。ただ、流すボタンのすぐ近くに呼び出しボタンを設置してしまうと、押し間違えることがあるため、そのような配置はやめていただきたいです。
事務局	資料１－５をご覧ください。２ページ目にトイレ呼び出しの配置図面を示しています。こちらについては位置の基準等を検討させていただきます。
川内会長	流すボタンの配置については、ＪＩＳ規格で定められている配置となります。車椅子使用者用トイレでのみこの配置で設計されていることが多くみられます。視覚障がい者は一般用トイレを主に利用するため、一般用トイレにこそ反映するべきです。 音声案内装置について、共用の多目的トイレに設置と記載がありますが、こちらも一般トイレにこそあると良いと思います。

	水を流すボタンについては、センサー式と押しボタン式があります。センサー式だと押しても流れないので、今の段階では押しボタンにすべきだと考えています。ボタンにセンサー機能もつけられるのならなお良いです。
佐藤（吉）委員	本日の意見聴取は条例に基づく建築物整備についてですが、トイレやエレベーターがメインのようです。基準の内容は他にもあると思いますが、今後また基準の適合について説明があるのでしょうか。
事務局	基準の内容の全てを確認すると膨大な量になってしまいます。今回は今後の当事者参画スキームの参考とする前段階の検証のため、実施させていただいております。 整備基準そのものの確認というよりは、建物を使う上でどのような建物が使いやすいか、望ましい整備について、ご意見をいただきたいと考えています。基準については全て満たしており、協議会にて細かい基準の内容を確認する予定はありません。
佐藤（吉）委員	よりよいものに実施設計で改善されていくということで理解しました。
木村委員	聞こえない人は呼び出しボタンが伝わっているかわかりません。例えば、いま向かっていますといった文字が出るようなものがあるとわかりやすいです。 音姫のような洗浄音が流れるボタンについても、音が出ている間はランプがついているとわかりやすいです。 エレベーターの周りの壁はガラス張りのほうが良いです。 会議室などの一般的なドアは、開けるときに向こうに人がいるかわからないので、ガラスが少しあると助かります。曇りガラスでも良いです。
事務局	呼び出しボタンについて、製品など確認させていただきます。ドアについても承知しました。エレベーターの趣旨についてお教えいただけますか。
川内会長	エレベーターについては、災害時など途中で止まってしまった場合にインターホンなどで連絡ができないので、外から見えるようにしてほしいという趣旨です。
事務局	承知しました。ありがとうございます。
田中委員	エレベーターについて、音声はつきますか。何階に着いたかわかるものや、ここにエレベーターがあることを知らせる音があると助かります。

事務局	エレベーター内には音声を設けます。また、ホール側については参考に検討させていただきます。
川内会長	ホール側についてはここにエレベーターがあるということで、常に鳴っているようなものでしょうか。
田中委員	常に音が鳴っているとわかりやすいです。駅などでは階段など常に鳴っています。町田市民フォーラムはシグナルエイドで対応していますが普及率が少ないので常に鳴っているほうが多くの人がわかりやすいです。
川内会長	階段だと非常時も使えますが、エレベーターは非常時も使えるかわからないので優先度も検討する必要があります。できれば両方つけていただけると助かるということで理解しました。
川内会長	その他、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。 (質問・意見なし)
川内会長	特になければ、承認ということでよろしいでしょうか。 (異議なし)
川内会長	審議事項(1)については全て承認いただきましたので、次に審議事項(2)に入ります。 (2)「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)」の骨子について
川内会長	審議事項(2)「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)」の骨子について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料2の説明)
川内会長	ありがとうございます。今のご説明に関して、皆さんの方からご意見ご質問ありますでしょうか。 16ページの指標「「広報まちだ」において、問題や不便を感じている人の割合」は目標値(2031年度)15%、「「広報まちだ」を除く市から届く手紙や通知等において、問題や不便を感じている人の割合」は目標値(2031年度)20%とありますが、「広報まちだ」は幅広い市民宛て、

事務局	市からの手紙や通知等については特定の方に宛てているものであり、後者こそ不便を感じている人の割合は少なくする方が良いのではないですか。 指標は、実績に基づいて達成の実現性を見込める割合とさせていただきます。過去のアンケートより「広報まちだ」は「情報量が多い、見づらい、理解しづらい」という意見があり、2020年度から2025年度（現状値）の下がり幅は約3.7%ですが、今回はキリのよい数字として15%を目標値としました。 一方で、市の手紙についても「情報量が多い」というのが課題となっておりますが、2020年度から2025年度（現状値）は2.6%増えています。この値について15%まで満足度を上げていくのは実現可能性というところでは難しいと判断しました。 他の目標値についても原則100%とある項目以外は5年前の実績と比較して、実現可能な目安で設定させていただきました。
川内会長	2031年度までに手が届きそうな目標が記載とされていることで理解しました。16ページの下に合理的な配慮に関する指標を55%としていますが、本来法律で義務付けられているため原則100%の目標を掲げてよいのではと感じました。
飯長委員	市民としては最もだと思います。指標名を読んだときに、そもそも障がい者と接する市民がどれだけいるか。接する機会がなければ合理的配慮も生まれないので、アンケートの回答もしづらいのではないかと感じました。特別アイデアがあるわけではないですが感想です。
川内会長	合理的配慮は、当事者側が申し立てることから始まります。こうしてくださいと要望することが合理的配慮のスタートとなります。当事者がどれだけきちんと発信できるかがポイントです。接するという定義は難しいと考えます。
飯長委員	合理的配慮をしてほしいと要望を受ける機会がどれだけあるだろうかと感じました。
佐藤（克）職務代理	現状値と目標値の分母が何かで認識がずれるのかなと感じました。合理的配慮を申し出た当事者が分母にならないといけないのではと感じました。表現の整理が必要かもしれないです。
事務局	こちらの内容は、町田市ちょこっとアンケートで一般の方も含めて幅広くWEBでアンケートをとったものを根拠としています。合理的配慮をする側と受ける側のどちらも含む数が分母となります。そのため先ほどの国の指標

	である「障害のある人へ支援をしようとする人の割合」の原則１００％とは分母が異なる数字となります。指標が適切かどうかは検討します。
川内会長	合理的配慮をしたり、受けたりしたことがあるというアンケートについては２つあり、１つは合理的配慮の申出をしたことがない、受けたことない人、１つは申出をしたことがあって提供された・されなかった人、申出をうけて提供した・しなかったことがある人などがいるので、不明瞭な答えがでてくる場合があるということで理解しました。
事務局	普及啓発事業の指標の目安として考えています。合理的配慮の概念を知らない方に広まって、配慮をしたりすることが市全体に広がることも期待して目標値として設定しています。分母の整理等については検討いたします。
川内会長	周知も含めて指標を設定するのは理解できます。回答者に２つの層があるときに２０３１年度のパーセントの示し方は難しいと感じました。
井上委員	１５ページの「まちの中で困っている人を見かけた時、声かけを行っている人の割合」の目標値が原則１００％とありますが、「原則」の考え方を教えてほしいです。
事務局	「原則」は国で設定しているバリアフリー法に基づく基本方針（第４次目標）における２０３１年度までの目標にある「多様な他者とコミュニケーションをとって行動をしようとする人の割合」原則１００％に合わせたものです。国にも確認しましたが、原則とは、助けたいが、助けられないようなやむを得ない場合も含めるため「原則」という言葉が使われているという解釈です。
川内会長	国で定める目標値に合わせて原則１００％としているということでしたが、２０３１年度に実現の見込みがあるとして原則１００％に設定していると理解してよいでしょうか。
事務局	１６ページの基本施策３の指標はアンケートの分母があわないので国の指標とは合わないため原則１００％としないで、アンケートの現状から目標値を設定しています。１５ページの基本施策１の指標については、国の指標に合わせて原則１００％としています。
川内会長	承知しました。本日の審議事項（１）の内容は当事者参画に該当しますか。当事者参画の定義はされていますか。

事務局	本日の意見聴取は当事者参画には該当しないと考えています。今回はあくまで当事者参画スキームの試行として実施したものです。企画段階から各プロセス段階、点検後の評価までそれぞれに当事者が入っていただくというのが本来の当事者参画であると考えています。
川内会長	参画とは上流からという意味で国としても使っています。今回は、既に実施設計まで進んでしまっていたのですが、企画段階などから入るのが本来の参画であり、スキームについては今後検討していただければと思います。
木村委員	骨子はすごく良いと思います。町田市民約43万人いますが、情報発信する上で一番良い方法について伺いたいです。一番、目につくための情報発信は何だと考えますか。市ホームページや広報以外に方法はあるのでしょうか。情報提供と記載がありますが、情報提供の手段等の内容について詳しく記載しているほうがわかりやすいと思いました。
事務局	本日の資料は骨子のため細かい部分の記載はないですが、次回の素案の段階ではコラムなどで表現することを検討させていただきます。
川内会長	その他、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。 (質問・意見なし)
川内会長	特になければ、承認ということでよろしいでしょうか。 (異議なし)
川内会長	ありがとうございます。審議事項(2)については全てご承認いただきました。また、本日の審議で発言できなかったことや、後日気付いたことがあれば机上に配布されている意見書を事務局にお送りください。以上で本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。
事務局	4 閉会 本日はご審議いただきありがとうございました。 次回の協議会の予定でございますが、11月頃を予定しております。まだ調整中でございますので、また追ってお知らせいたします。 これを持ちまして、2026年度第2回町田市福祉のまちづくり推進協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。 以上